

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成30年6月末・連結)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成30年 6月末	平成30年 3月末	
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目(1)</b>				
1a+2-26	普通出資に係る会員勘定の額	5,455,043	5,373,368	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,455,509	3,455,509	
2	うち、利益剰余金の額	1,999,533	1,988,359	
26	うち、外部流出予定額(△)	-	70,500	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,177,308	1,242,763	
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,632,351	6,616,132	
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目(2)</b>				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	37,497	37,007	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	4,746	4,638	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	32,750	32,368	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	
11	繰延ヘッジ損益の額	114,402	89,100	
12	適格引当金不足額	24,380	21,227	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
15	退職給付に係る資産の額	38,211	37,938	
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通出資の額	-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
27	その他 Tier1 資本不足額	-	-	
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	214,493	185,274	
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>				
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,417,858	6,430,858	
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目(3)</b>				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	49,973	49,973
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	3,606	3,543	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
33	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
35	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	53,580	53,517	
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	50,016	51,754	
42	Tier2 資本不足額	-	-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	50,016	51,754	
<b>その他 Tier1 資本</b>				
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	3,563	1,763	
<b>Tier1 資本</b>				
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	6,421,421	6,432,621	

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成30年6月末・連結)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成30年 6月末	平成30年 3月末
<b>Tier2 資本に係る基礎項目(4)</b>			
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-	-
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,415,480	1,415,480
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	132	121
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	97,816	97,816
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	97,816	97,816
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	107	72
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	107	72
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-	-
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,513,536	1,513,489
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-
<b>Tier2 資本</b>			
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	1,513,536	1,513,489
<b>総自己資本</b>			
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	7,934,957	7,946,110
<b>リスク・アセット(5)</b>			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	35,357,539	33,810,329
<b>連結自己資本比率</b>			
61	連結普通出資等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	18.15%	19.02%
62	連結 Tier1 比率((ト)/(ヲ))	18.16%	19.02%
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	22.44%	23.50%
<b>調整項目に係る参考事項(6)</b>			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	199,420	315,503
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	23,193	24,445
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額	107	72
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算上限額	1,435	892
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
79	適格引当金に係る Tier2 資本算上限額	197,499	189,429
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)</b>			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算上限額	-	-
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算上限額	614,402	614,402
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-